

令和8年3月27日開会

令和8年3月27日閉会

令和8年3月

## 甲府地区広域行政事務組合議会定例会会議録

甲府地区広域行政事務組合議会

令和8年3月甲府地区広域行政事務組合議会定例会議事日程

令和8年3月27日（金）午後1時30分

報 告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 議案第4号 令和7年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算  
(第3号)
- 第 4 議案第5号 甲府地区広域行政事務組合職員給与条例及び甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第6号 甲府地区広域行政事務組合行政手続条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第7号 甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第1号 令和8年度甲府地区広域行政事務組合一般会計予算
- 第 8 議案第2号 令和8年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計予算
- 第 9 議案第3号 令和8年度甲府地区広域行政事務組回国母公園管理事業特別会計予算

(出席議員)

金丸 三郎	輿石 修	坂本 信康	長沼 達彦	清水 英知
小澤 浩	小沢 宏至	藤原伸一郎	鮫田 光一	依田 勝見
岡田 真姫	清水 一成	若尾 彰子	加藤 敬徳	清水 和弘
小澤 重則	松井 豊	内藤 久歳	新海 一芳	有泉 誠
笹本 昇	田中 一臣	長田 信夫	海野 豊	

24名

(欠席議員)

なし

(説明のために議場に出席した者の職氏名)

管理者	樋口 雄一	副管理者	保坂 武
副管理者	望月 智	副管理者	塩澤 浩
副管理者	伊藤 昌弘	事務局長	宮川 正孝
消防長	長谷川達郎	会計管理者	渡邊 直樹
事務局次長	萩原 正夫	副消防長	芦沢 岳
次長兼人事課長	林 勝	次長兼企画財政課長	今村 公二
次長兼南消防署長	窪田 学	総務課長	水上 岳司
警防課長	落合 康貴	救急救助課長	功刀 浩文
予防課長	米山 和彦	査察課長	遠藤順一郎
指令課長	佐藤 秋二	中央消防署長	早川 俊彦
西消防署長	小幡 浩一	代表監査委員	佐藤 暁
公平委員	花形 敏男	公平委員	坂本太久己

(職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名)

事務局長	宮川 正孝	事務局次長	萩原 正夫
------	-------	-------	-------

午後 1時30分 開 会

**○長沼達彦議長** ただ今から、令和8年3月甲府地区広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。報告事項を申し上げます。本定例会に提出する議案につき、管理者から通知がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3 議案第4号から日程第9 議案第3号まででありますので、朗読を省略いたします。

次に、監査委員から令和7年度定期監査報告書及び令和7年8月末、9月末、10月末、11月末、12月末並びに令和8年1月末の例月現金出納検査報告書が提出されました。お手元に配付いたしてあります報告書により、御了承願います。

次に、任期満了に伴う中央市長選挙において、望月智副管理者が中央市長に再選をいたしました。ここで、望月智副管理者から挨拶したい旨の申し出がありますので、この際発言を許します。

望月智副管理者。

**○望月智副管理者** 貴重なお時間をいただきまして本当にありがとうございます。この度の中央市長選挙におきまして、再選をさせていただくことができました。

引き続き、行政の舵取り役として重責を担ってまいるところでございます。また、この組合の副管理者としてしっかりとした立場の中で業務に励んで参ります。引き続き、よろしく願いをいたします。

**○長沼達彦議長** 次に、欠席者の報告を申し上げます。田中公夫公平委員長は、一身上の都合により、欠席する旨の届出がありました。

次に、本日の定例会・全員協議会について、傍聴したいとの申し出がありましたので、許可いたしました。御了承願います。以上で報告を終わります。

議会における発言につきましては、議案の範囲の中での発言をお願いし、円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

これより、日程に入ります。日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員には、会議規則第135条の規定により、清水英知議員、田中一臣議員を指名いたします。

次に、日程第2 会期決定についてを議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○長沼達彦議長** 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

次に、日程第3 議案第4号から日程第9 議案第3号までの7案を一括議題といたします。管理者から提案理由の説明を求めます。

樋口雄一管理者。

(樋口雄一管理者 登壇)

**○樋口雄一管理者** 令和8年3月甲府地区広域行政事務組合議会定例会の開会にあたり、私の組合運営に対する所信の一端と、令和8年度各会計別予算案及び提出議案の概要につきまして、述べさせていただきたいと存じます。

甲府地区広域行政事務組合は、昭和48年3月に設立されて以来、これまで53年の歴史を積み重ねてまいりました。この間、消防業務を中心に、それぞれの行政区域の枠を超えて各種事業を展開し、着実にその成果をあげておりますことは、ひとえに組合議会をはじめ、組織市町の御理解と御協力によるものと心から感謝申し上げます。

今後におきましても、より一層の連携、協調を図りながら、甲府広域圏の一体的な発展と圏域住民の更なる福祉の増進に努めてまいる所存でありますので、議員各位の御支援、御協力を改めてお願い申し上げる次第であります。

さて、国内においては、人口減少・少子高齢化の進行をはじめ、価値観やライフスタイルの多様化、気候変動などの課題に加え足元の物価上昇や各国の通商政策等による経済への影響など、先行きが見通せない状況を踏まえ中長期的かつ短期的な視点を持って、深刻化する風水害や巨大地震などの自然災害の激甚・頻発化に対しまして、引き続き、組織市町一丸となって、取り組んでまいりたいと考えております。

今後におきましては、社会の急速かつ急激な変化に的確に対応することはもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られ、依然として厳しい財政状況が続くことが予測されるところであります。本組合といたしましては、山梨県の中核的圏域としての責任と誇りを改めて認識するとともに、圏域住民が安全と安心を実感して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、地域の特性を見極めつつ、圏域全体の均衡ある発展と、福祉の増進を図るための各種事業を着実に展開してまいりたいと考えており

ます。組合の行財政運営にあたりましては、不要不急な事務事業の見直しを行うとともに、創意工夫による事業の効果的、効率的な執行に努めてまいり所存であります。

以上の執行方針に基づき、令和8年度予算の編成をいたしましたところ、その結果、予算全体で申し上げますと、一般会計が5,722万4千円、特別会計が38億9,270万2千円、合計で、39億4,992万6千円であります。

それでは、本予算の主要な事業の概要につきまして、御説明申し上げます。

まず、消防事業について御説明申し上げます。消防は、安全・安心な甲府広域圏づくりを目指し、住民の生命、身体及び財産を災害から守るため、全職員が全力を挙げて職務の遂行に取り組んでいるところであります。昨年を振り返りますと全国各地で自然災害が猛威を振るった一年でありました。1月から3月にかけて頻発した林野火災、猛暑による熱中症患者の増加、線状降水帯による豪雨災害、台風に伴う竜巻被害など、数多くの自然災害が発生いたしました。県内におきましては、本年1月8日に上野原市と大月市に跨る扇山において、大規模な林野火災が発生したため県内の相互応援協定に基づき応援隊として出場し、急峻で不安定な地形の中での消火活動を行いました。幸いにも近隣住民等への被害もなく無事に活動を終了することができました。本組合管内においても、多くの山間地を抱えていることから、林野火災対策として、常備消防と消防団との連携訓練はもとより本年1月から林野火災注意報・林野火災警報の運用を開始し、林野火災予防の実効性を高め圏域住民に注意喚起を図ったところであります。今後もこれらのような大規模な自然災害の発生が危惧されることから、消防防災体制の更なる充実を図ってまいります。

このような中で令和7年度の消防事業におきましては、消防体制・救急体制の強化、火災予防対策及び業務の効率化の推進、人材育成・執行体制の充実の3項目を重点に掲げて、日々の災害をはじめ大規模災害にも対応できる消防体制の確立に努めてまいりました。令和8年度におきましても、引き続き、消防体制の確立を目指してまいります。

まず、はじめに令和8年度の組織改編であります。増加する救急需要への対策として、令和8年度から4名の増員を行い、南消防署へ日勤救急隊を1隊増隊し、救急車の到着時間の短縮や救急出場件数の分散化を図ることにより、さらなる圏域住民のサービス向上に努めてまいります。

次に、消防施設等の整備につきましては、本部及び南消防署庁舎受変電設備等改修工

事、受水槽揚水ポンプ改修工事並びに田富出張所空調設備改修工事を実施するとともに、中央消防署及び玉穂出張所の高規格救急自動車を更新整備し消防力の充実強化を図ってまいります。

次に、警防業務につきましては、大規模災害を想定した統括指揮本部運用訓練を重ねるとともに、各関係機関と連携した実践的な訓練を積極的に実施し、大規模化・激甚化する災害発生時の迅速な初動体制の確立や災害対応力の向上など、更なる警防体制の強化に取り組んでまいります。また、本組合消防本部は、総務省消防庁が充実強化を推進している緊急消防援助隊の代表消防機関として、山梨県大隊を指揮・統括し被災地での災害活動を実施することから、出場時の迅速化や県内消防本部との連携を更に向上させ大規模災害時の災害対応力の強化に努めてまいります。

次に、救急業務につきましては、高齢化の進展、気候変動、感染症の流行等による救急需要の増大に対し救急隊員等の資質向上を図るため、継続的な教育に取り組むとともに、救急隊員の職務環境の整備を図りより一層の救急体制の充実を進めてまいります。また、救急隊員が現場に到着するまでの間に現場に居合わせたバイスタンダーの勇氣ある行動力と判断力が傷病者の予後にかかわってくることから、救急普及啓発広報車を活用した応急手当の普及を図るとともに、救急車の適正利用の周知につきましても、あらゆる機会を通じて進めてまいります。

次に、救助業務につきましては、近年、大規模な災害及び複雑・多様化する救助事案が多発しており、全国的に救助体制の強化が求められていることから、各署に設置された訓練施設を活用し継続的な教育に取り組みより一層の救助業務の充実を図ってまいります。

次に、予防業務につきましては、防火安全の確保のため、消防の視点から建築確認申請に係る消防同意や火災や爆発リスクの高い物質を取扱う危険物施設等の許認可について、適正かつ厳正に審査業務を行い圏域住民の安全・安心の確保に努めてまいります。

次に、査察業務につきましては、避難に用いる階段が一つしかない建物や不特定多数の者が利用する大規模小売店舗などでは、万一、火災が発生した場合、死傷者等が多数発生する危険性が高いことから、適切な立入検査及び厳格な違反処理を行うとともに、違反対象物に係る公表制度と併せ消防法令違反等の是正の徹底に積極的に取り組んでまいります。

次に、指令業務につきましては、本組合消防本部を含む国中地域の6消防本部による山梨国中地域消防指令センターで消防指令業務の共同運用を令和8年4月1日から開始します。複雑多様化する消防需要に対応するため、これまでそれぞれの消防本部で行っていた119番通報の受付や消防車、救急車への出動指令を一元的に管理し、相互応援を確立し更なる消防力の強化を図り、これまで以上に圏域住民のサービス向上に取り組んでまいります。

次に、職員の教育訓練につきましては、消防職員としての基本的知識はもとより、大規模災害や特殊災害等に対応できる専門的な知識と高度な技術を習得するとともに、中堅職員が現場での消防技術を若手職員に伝授する、消防プリセプターシッププログラムなどを継続的に実施する中で消防力の維持・向上を図ってまいります。また、総務省消防庁や山梨県防災局等をはじめ、消防大学校や山梨県消防学校の各課程への研修派遣を引き続き実施し更なる人材育成に努めてまいります。消防は、いつ、いかなる時であっても、圏域住民の生命・身体及び財産を守るという崇高な使命を果たさなければなりません。そのためには、職員一人一人が常に高いモチベーションを保持し、大規模災害や特殊災害等に対応できる専門的な知識と高度な技術を習得すると同時に、ワークライフバランスに配慮した働き方と柔軟な執行体制にも取り組み、様々な変化に対応ができる組織風土の醸成を目指し、圏域住民の期待と信頼に応えてまいります。

次に、国母公園管理事業についてであります。国母公園管理事業につきましては、この公園は緑豊かな安全で利便性の高いスポーツ公園として、また、地域の人々の健康増進や憩いの場として、国母工業団地内企業の勤労者をはじめ多くの圏域住民の皆様に四季を通じて御利用いただいておりますが、公園開設以来45年以上が経過することから、施設の機能低下等を招かぬよう整備を行い、利用者がいつでも快適に利用できる公園として管理運営を行ってまいります。

以上、私の組合運営にあたっての所信の一端と、令和8年度予算案の概要について申し述べてまいりました。

引き続きまして、新年度予算以外の案件につきまして、その大要を御説明申し上げます。

まず、議案第4号令和7年度甲府地区広域行政事務組合消防事業特別会計補正予算第3号については、歳出において、第1款消防費は、常備消防費、消防施設費及び消防指

令事務協議会運営費を更正するための補正であります。歳入については、第1款分担金及び負担金、第6款繰入金及び第9款組合債を更正するための補正であります。地方債の補正は、起債充当事業費の確定に伴い借入限度額を変更するものであります。

次に、議案第5号甲府地区広域行政事務組合職員給与条例及び甲府地区広域行政事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、一般職の国家公務員の給与改定に関する人事院の勧告等に鑑み、職員の給与の改定を行うための一部改正であります。

次に、議案第6号甲府地区広域行政事務組合行政手続条例の一部を改正する条例制定については、行政手続法の一部改正に伴い、名宛人となるべき者の所在が判明しない場合における聴聞の通知の方法等に係る所要の改正を行うための一部改正であります。

次に、議案第7号甲府地区広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例制定については、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部改正に鑑み、火災予防に係る所要の改正を行うための一部改正であります。

以上が本日提案しました案件の大要であります。議員各位におかれましては、何卒、十分なる御審議をいただきまして、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

**○長沼達彦議長** 以上で説明は、終わりました。ここで暫時休憩いたします。

午後 1時49分 休憩

午後 2時46分 再開議

**○長沼達彦議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。これより、ただいま議題となっております議案のうち、日程第3 議案第4号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これより、日程第3 議案第4号について採決いたします。

本案は当局原案の通り可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○長沼達彦議長** 御異議なしと認めます。

よって、本案は提案の通り可決いたしました。

次に、日程第4 議案第5号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。——質疑なしと認めます  
これより、日程第4 議案第5号について採決いたします。  
本案を当局原案の通り可決することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○長沼達彦議長** 御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案の通り可決いたしました。  
次に、日程第5 議案第6号について質疑に入ります。  
質疑はありませんか。——質疑なしと認めます  
これより、日程第5 議案第6号について採決いたします。  
本案を当局原案の通り可決することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○長沼達彦議長** 御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案の通り可決いたしました。  
次に、日程第6 議案第7号について質疑に入ります。  
質疑はありませんか。——質疑なしと認めます  
これより、日程第6 議案第7号について採決いたします。  
本案を当局原案の通り可決することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○長沼達彦議長** 御異議なしと認めます。  
よって、本案は原案の通り可決いたしました。  
次に、日程第7 議案第1号から日程第9 議案第3号までの3案を一括質疑に入ります。  
質疑はありませんか。——質疑なしと認めます  
これより、日程第7 議案第1号から日程第9 議案第3号までの3案を一括採決いたします。  
3案は当局原案通り可決することに御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○長沼達彦議長** 御異議なしと認めます。  
よって、3案は原案の通り可決いたしました。

以上をもって、本定例会に提出されました議案の審議を全部終了いたしましたので、  
会議を閉じ、令和8年3月甲府地区広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後 2時48分 閉 会

令和8年3月27日

甲府地区広域行政事務組合議会

議 長 長 沼 達 彦

副 議 長 内 藤 久 歳

署名議員 清 水 英 知

署名議員 田 中 一 臣